

令和7年（才）第559号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告事件

令和7年（受）第728号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告受理事件

上告人兼申立人 上告人番号1（こうすけ）、上告人番号2（まさひろ）ほか4名

被上告人兼相手方 国

意見書（4）

（国会の状況について）

2026（令和8）年5月8日

最高裁判所 大法廷 御中

上告人兼申立人ら訴訟代理人

弁護士

安孫子健輔

石田光史

岩橋愛佳

太田信人

久保井撰

後藤富和

武寛兼

徳原聖雨

永里佐和子

塙愛恵

藤木美才

吉野大輔

石井謙一

井上敦史

緒方枝里

太田千遥

郷田真樹

鈴木朋絵

寺井研一郎

富永悠太

仲地彩子

藤井祥子

森あい

渡邊陽

目次

第1 はじめに	3
第2 岸田内閣—活発に質問はなされるも「注視」一辺倒。同性婚法制化は何ら進まず—	3
第3 石破内閣—肯定的答弁はあるも同性婚法制化は何ら進まず—	3
第4 高市内閣—同性婚法制化はいつそう進まず—	5
第5 同性婚の法制化を国会の立法裁量とし司法がその判断を国会に委ねるべきではないこと.....	6

第1 はじめに

同性婚についての国会での答弁等の状況は、下記のとおり述べてきた。

記

①原告ら第10準備書面（2021（令和3）年7月21日付）・3～50
頁において詳述

②原告ら第27準備書面・45～70頁で新たな質疑や答弁を追加し概括

③控訴人ら控訴理由書（2）・24～34頁、控訴人ら第8準備書面・55
～68頁及び控訴人ら第9準備書面・15頁で新たな質疑や答弁を追加

以上

本書面では、控訴人ら第9準備書面で記載をした以降の国会での答弁等の
状況を、公にされている情報をもとに述べる。

第2 岸田内閣一活発に質問はなされるも「注視」一辺倒。同性婚法制化は何ら 進まずー

控訴人ら第9準備書面においては、2024（令和6）年3月15日の参
議院予算委員会における岸田文雄内閣総理大臣の注視してまいりたいとの代
わり映えしない答弁について述べた。同準備書面は、同年7月24日時点で
国会会議録検索システム（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>）で検索できるものをもとに述べていた。

その後、岸田内閣においては、同性婚について質問が繰り返されたもの
の、国会での議論は特段進展しなかった。

第3 石破内閣一肯定的答弁はあるも同性婚法制化は何ら進まずー

2024（令和6）年9月27日、自由民主党の総裁に石破茂氏が選出さ
れ、同年10月1日、石破茂氏は内閣総理大臣に選出された。

同年１０月９日、衆議院が解散された。衆議院が解散されたことで、２０２３（令和５）年に提出された、同性婚を可能とする「民法の一部改正案」（いわゆる「婚姻平等法案」）は、一度も審議されないまま、またしても廃案となった（別紙１）。

同月２７日、第５０回衆議院議員総選挙が行われ、同年１１月１１日、石破茂氏が再び内閣総理大臣に選出された。

石破茂内閣総理大臣は、同年１２月１７日の参議院予算委員会で、同性婚について質問をされ、「私も関係者の方のお話を聞いたこともございますが、本当にそれが、その人と一緒にいることが自分にとって本当に何よりもかけがえのない大切なものなのだと思っておられる、それが実現できない、法的な関係というのが、これがまた面倒くさい話になるわけですが、じゃ、それを夫婦と言うのかというお話になってくるわけで、法的な問題を物すごく惹起するわけでございます。

ただ、そういうことを横に置きましても、そのことが本当の生きがいであるという方の思いが法的に実現をするということから考えれば、そのことにいろんな思いを持たれる方も当然あることは承知をいたしておりますが、日本全体のって、はかりがあるわけじゃないんですけども、一人一人のそういう熱烈な思いが実現されるということは、日本全体の幸福度にとっては肯定的なプラスの影響を与えるものだと考えております。（下線部は引用者によるもの）」と述べ、同性婚を望む関係者から話を聞いたことを述べた上で、同性婚の実現が日本全体の幸福度に肯定的なプラスの影響を与える旨を述べた（別紙２）。

鈴木馨祐法務大臣も、同年１２月１９日の参議院法務委員会で、同性婚について質問をされ、「当然、その負担を感じられている方がたくさんいらっしゃる、そういった方のそういった負担が解消されるということになれば、当然そういった意味では、幸福量ということがあるのだとすれば、それは増すということ、それはそのとおりだと思っております。」と述べ、石破内閣総理大臣に続き、同性婚の実現が幸福を増す旨を述べた（別紙３）。

２０２５（令和７）年３月７日に名古屋高裁判決が、同月２５日には大阪高裁判決が言い渡され、いずれも違憲の判決であったが、国会での議論は、相変わらず、特段進展しなかった。

同年６月１９日、同性婚を法制化するよう「民法の一部を改正する法律案」（第２１７回国会衆法第６４号）が、「立憲民主党・無所属」会派から衆議院に提出された（別紙４、５）。この法案はいわゆる婚姻平等法案と言われるもので、これが３度目の提出であった。

同年１０月２１日、石破内閣が総辞職し、高市早苗氏が内閣総理大臣に選出された。

石破内閣（２０２４（令和６）年１０月１日から２０２５（令和７）年１０月２１日）においては、内閣総理大臣も法務大臣も同性婚に肯定的であり、国会において同性婚に関する質問も前述した以外にもなされたものの、特段国会での議論は進展しなかった。

第４ 高市内閣—同性婚法制化はいっそう進まず—

同年１０月４日、高市早苗氏が自由民主党の総裁に選出された。高市早苗氏は、総裁選中、基本的に同性婚には反対の立場であることを表明していた（別紙６）。

前述したとおり、同月 21 日、高市早苗氏が内閣総理大臣に選出された。その後にかかれたのは 58 日の臨時会（同年 10 月 21 日から同年 12 月 17 日）であって、短期間であり、当該臨時会で同性婚について質問がなされることはほとんどなかった。

そして、2026（令和 8）年 1 月 23 日衆議院が解散され、3 度目の提出がなされていた婚姻平等法案が、またしてもまったく審議がなされないまま、廃案となった（別紙 7）。

同年 2 月 8 日、第 50 回衆議院議員総選挙が行われた。この選挙で自由民主党は 316 議席を獲得した。そして、同年 2 月 18 日、高市早苗氏が再び内閣総理大臣に選出された。石破内閣と異なり、同性婚に反対する内閣総理大臣のもと、同性婚の法制化はますます見込みが立たない状況となっている。

国政選挙において、候補者や政党の同性婚の賛否や意向が投票の参考になることはあろうが、同性婚は国政選挙の主要な争点ではない。これまでに述べてきたとおり、世論調査では同性婚賛成が反対を優に上回る状況が続いてきた。にもかかわらず、同性婚の法制化に見込みが立たない国会の状況は、国民の意識と乖離している。

第 5 同性婚の法制化を国会の立法裁量とし司法がその判断を国会に委ねるべきではないこと

上告理由書（15 頁以下）及び上告受理申立理由書（16 頁以下）でも述べたとおり、婚姻を含む家族制度及び性別に関する規定の憲法適合性については、個人の尊厳や法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない（参照：最高裁判所大法廷平成 25 年 9 月 4 日決

定、最高裁第二小法廷平成31年1月23日決定、最高裁大法廷令和5年10月25日決定)。

他方で、最高裁判所が本件諸規定の憲法適合性に対する判断を一旦すれば、その判断は、先例として事実上の拘束性を有することになり、その判例変更には、数年から数十年の長期間の時間を有することが通常である。

そうであるから、万が一最高裁判所が本件諸規定を合憲であると判断すれば、本件諸規定は、数年から数十年の長期間に渡って、判例により事実上拘束され、変わらないことになりかねない。そうなれば、社会と法制度は、さらに乖離し続けることは確実であり、さらに言えば、法制度や判例への国民の信頼まで失われることになる。また、実際に、婚姻を望む同性カップルで、婚姻できず亡くなる者がさらに生じてしまうことまで、想像されなければならない。そして、本書面で述べた国会の状況からすると、最高裁判所が、国会任せにする消極的な判断をした場合、社会と法制度は、よりいっそう長く、乖離し続けることになりかねず、婚姻できず亡くなる者もまたよりいっそう生じてしまうこととなろう。

このような状況下で、同性婚の法制化を国会の立法裁量とし、司法がその判断を国会に委ねることは、少数者の人権保障の砦としての役割を放棄することに他ならず、許されない。

以 上

衆議院トップページ > 立法情報 > 議案情報 > 第214回国会 議案の一覧 > 衆法 第211回国会 3 民法の一部を改正する法律案

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「民法の一部を改正する法律案」の審議経過情報	
項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	211
議案番号	3
議案件名	民法の一部を改正する法律案
議案提出者	大河原 まさこ君外五名
議案提出会派	立憲民主党・無所属
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和 6年10月 1日 ／ 法務
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／ 審査未了
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	／
衆議院審議時会派態度	
衆議院審議時賛成会派	
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	
参議院付託年月日／参議院付託委員会	／
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	／
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	／
公布年月日／法律番号	／

議案提出者一覧	大河原まさこ君; 小宮山泰子君; 西村智奈美君; 寺田学君; 鎌田さゆり君; 源馬謙太郎君
議案提出の賛成者	安住淳君; 阿部知子君; 青柳陽一郎君; 青山大人君; 荒井優君; 新垣邦男君; 井坂信彦君; 伊藤俊輔君; 石川香織君; 泉健太君; 稲富修二君; 梅谷守君; 枝野幸男君; おおつき紅葉君; 小川淳也君; 小熊慎司君; 小沢一郎君; 大島敦君; 大西健介君; 逢坂誠二君; 岡田克也君; 岡本あき子君; 奥野総一郎君; 落合貴之君; 金子恵美君; 神谷裕君; 菅直人君; 城井崇君; 菊田真紀子君; 玄葉光一郎君; 小山展弘君; 後藤祐一君; 神津たけし君; 近藤和也君; 近藤昭一君; 佐藤公治君; 坂本祐之輔君; 櫻井周君; 重徳和彦君; 階猛君; 篠原豪君; 篠原孝君; 白石洋一君; 末松義規君; 鈴木庸介君; 田嶋要君; 堤かなめ君; 手塚仁雄君; 徳永久志君; 中川正春君; 中島克仁君; 中谷一馬君; 中村喜四郎君; 長妻昭君; 野田佳彦君; 野間健君; 馬場雄基君; 原口一博君; 伴野豊君; 福田昭夫君; 藤岡隆雄君; 太栄志君; 本庄知史君; 馬淵澄夫君; 牧義夫君; 松原仁君; 道下大樹君; 緑川貴士君; 森田俊和君; 森山浩行君; 谷田川元君; 山岡達丸君; 山岸一生君; 山崎誠君; 山井和則君; 柚木道義君; 湯原俊二君; 吉川元君; 吉田統彦君; 吉田はるみ君; 米山隆一君; 笠浩史君; 早稲田ゆき君; 渡辺周君; 渡辺創君

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

案内図

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

第216回国会 参議院 予算委員会 第5号 令和6年12月17日

令和六年十二月十七日（火曜日）

（略）

○川田龍平君 是非、そこはしっかり検討していただいて、行動していただきたいと思います。

そして、同性婚です。

先週十三日、福岡高裁で同性婚を認めないことは憲法違反であるという判決が出されました。三月十四日に札幌高裁違憲判決、十月三十日の東京高裁違憲判決に続き、三例目です。

今回は憲法十三条違反です。私も憲法で一番好きな条文ですが、自分も薬害エイズ裁判ではこの憲法十三条を頼りに訴えてきましたが、この幸福追求権、今回初めて幸福追求権について言及して、同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する道を閉ざしてしまうことにほかならないとしています。この同性婚を認めることで、小泉元法務大臣は、幸福になる方が増えるという方向性は正しいと答弁しています。

総理は、これ、同性婚を認めることで日本の幸福度は増えるとお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（石破茂君） 私、個人的には増えると思っております。なるほど、根拠は幸福追求権なのかということで、もう一回憲法の教科書を読み直さなきゃいかぬなと思っておるところなんです、それは、その人にとってそれがもうかけがえのない価値なのであると。

私も関係者の方のお話を聞いたこともございますが、本当にそれが、その人と一緒にいることが自分にとって本当に何よりもかけがえのない大切なものなのだと思っておられる、それが実現できない、法的な関係というのが、これがまた面倒くさい話になるわけですが、じゃ、それを夫婦と言うのかというお話になってくるわけで、法的な問題を物すごく惹起するわけでございます。

ただ、そういうことを横に置きましても、そのことが本当の生きがいであるという方の思いが法的に実現をするということから考えれば、そのことにいろんな思いを持たれる方も当然あることは承知をいたしておりますが、日本全体の、はかりがあるわけじゃないんですけれども、一人一人のそういう熱烈な思いが実現されるということは、日本全体の幸福度にとっては肯定的なプラスの影響を与えるものだと考えております。

○川田龍平君 是非、もう一日も早くこれ同性婚を実現してほしいという思いが、皆さん持っています。原告の方も亡くなった例もあります。本当にこれ、もう一日も待てないんですよ。

お金を配ったり道路を造るだけが政治ではない。もちろん、お金を配ったり道路を造ることももちろん必要です。だけど、こういったやっぱり幸福権、幸福追求権、こういったことを日本国憲法で定めていて、そういう国に住んでいることをやっぱり誇りに思えるような国にしていかなければ、国のために命を懸けて戦おうと思う自衛隊の人たちが本当に来ますか。やっぱり言葉だけでなく、やっぱり行動で示していただきたい。

立憲民主党は、これ婚姻の平等のために、同性婚制度、しっかりこれ法制化するべく引き続き頑張りますので、是非、総理、与党、よろしくお願いいたします。

次に、感染症対策について伺います。

(略)

第216回国会 参議院 法務委員会 第3号 令和6年12月19日

令和六年十二月十九日（木曜日）

（略）

○谷合正明君 最大限の努力というか、これはもう官房長官からの、昨日もあったんでしょうか、国会での答弁もありますので、それに従って是非対応していただきたいと思います。

関連しますけれども、これ今の話は、異性の事実婚に同性の事実婚もという話なんですけれども、そもそも同性婚の問題について伺っていきたいと思っております。

公明党は、異性間のみならず同性間についても婚姻の平等を実現すべきというふうに考えておりました、それも、何かパートナーシップを入れるとかということじゃなくて、もう完全な平等というのが前提になるし、完全平等を実現すべきだというふうに思っております、そのための法整備というのにも検討していかなければならないというふうに思っております。

そこで、大臣に伺いたいんですけれども、大臣もこれまで政治家として、あるいは政治家になる前もそうだと、含めればですね、いろんな方々に接する中で、当事者の方々にも接する機会もあったかとは思いますが。大臣自身がこの性的指向や性自認の問題、あるいは同性婚の問題についてどのように向き合ってきたのかということについてお伺いしたいというふうに思っております。

○国務大臣（鈴木馨祐君） 大臣としてということなので、当然そこは申し上げられること限られてくると思いますけれども、同性婚、これが認められないということで、様々、心理的にもいろんな負担、こういったことを感じられている方々、そういった方々の声があるということは十分に承知をしているところであります。

恐らく、これまた制度としてということでの議論ということにもつながってくるんだと思いますけれども、そこについては、やはり我が国の家族の在り

方、この根幹にも関わる問題ですので、国民的なコンセンサスもこれは当然大事ですし、それがなければなかなか進められない。そういった中でありますけれども、大臣としてということで、そうした負担を感じられている方の声というものは十分に承知をしているところであります。

○谷合正明君 小泉前法務大臣は、今年の五月の委員会の質疑の中での答弁は、多くの国民が理解した上でという前提がありましたけれども、同性婚が認められた社会には間違いなく幸せの量は増えるという答弁でありました。また、石破総理は、さきの予算委員会でも、日本全体の幸福度にとって肯定的なプラスの影響を与えるものというふうに答弁されていて、大臣としてという答弁で言われたものですから、では、小泉法務大臣はそういう答弁されておりますけれども、鈴木法務大臣もそういう見解でよろしいでしょうか。

○国務大臣（鈴木馨祐君） 当然、その負担を感じられている方がたくさんいらっしゃる、そういった方のそういった負担が解消されるということになれば、当然そういった意味では、幸福量ということがあるのだとすれば、それは増すということ、それはそのとおりだと思っております。

○谷合正明君 今大臣から、小泉法務大臣のときの答弁や石破総理のときの答弁と同様だと、お考えだということが示されたわけでございます。この点につきましても、しっかりとまた国会の審議の中で議論させていただきたいというふうに思います。

次に、司法外交について伺います。

（略）

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第217回国会](#) [議案の一覧](#) > [議案本文情報一覧](#) > ●民法の一部を改正する法律案

第二一七回

衆第六四号

民法の一部を改正する法律案

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「夫婦財産制」を「婚姻の当事者の財産関係」に改める。

第百五十八条第二項中「父、母」を「親」に改める。

第百五十九条（見出しを含む。）及び第三百八条の二第一号中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百十一条中「父母」を「親」に改める。

第七百二十八条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百三十九条第一項中「婚姻は」の下に「、異性又は同性の当事者が」を加える。

第七百五十条の見出し中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改め、同条第一項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に、「夫若しくは妻」を「婚姻の当事者の一方」に改め、同条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に、「夫又は妻」を「婚姻の当事者の一方」に改める。

第七百五十一条第一項及び第七百五十二条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第四編第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 婚姻の当事者の財産関係

第七百五十五条（見出しを含む。）中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百五十六条の見出し中「夫婦財産契約」を「婚姻の当事者間の財産契約」に改め、同条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百五十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項、第七百五十九条から第七百六十一条までの規定、第七百六十二条（見出しを含む。）、第七百六十三条並びに第七百六十五条第一項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百六十六条第一項中「父母」及び「父又は母」を「親」に改め、同条第二項中「、又は」を「又は同項の」に改め、同条第四項中「父母」を「親」に改める。

第七百六十六条の二（見出しを含む。）及び第七百六十六条の三第一項中「父母」を「親」に改める。

第七百六十七条中「夫又は妻」を「者」に改める。

第七百六十九条第一項中「夫又は妻」を「者」に改め、同条第二項中「、又は」を「又は同項の」に改める。

第七百七十条第一項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百九十一条第一項中「父又は母と」を「親の一方と」に、「父又は母の」を「親の」に改め、同項ただし書中「父母」を「親」に、「夫婦」を「婚姻の当事者」に改め、同条第二項中「父又は母」を「親の一方」に、「父母」を「親」に、「父若しくは母」を「親の一方」に改め、同条第三項中「父母」を「親」に、「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百九十七条第二項及び第三項中「父母」を「親」に改める。

第七百九十九条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「異性又は同性の当事者が、戸籍法」とあるのは、「戸籍法」と読み替えるものとする。

第八百十条第一項及び第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十一条第三項中「父母」を「親」に改め、同条第四項中「、又は」を「又は同項の」に、「父若しくは母」を「親の一方」に改める。

第八百十一条の二（見出しを含む。）中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十二条中「同条第二項」を「第七百三十九条第一項中「異性又は同性の当事者が、戸籍法」とあるのは「戸籍法」と、第七百四十七条第二項」に、「六箇月」を「六箇月」に改める。

第八百十七条の三の見出しを「（養親の共同縁組）」に改め、同条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十七条の四ただし書中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十七条の六（見出しを含む。）、第八百十七条の七、第八百十七条の九及び第八百十七条の十二中「父母」を「親」に改める。

第八百十七条の十三第一項中「父又は母」及び「父母」を「親」に改め、同条第二項中「、又は」を「又は同項の」に、「父又は母」を「親の一方」に改め、同条第三項中「父又は母」を「親の一方」に改め、同条第四項及び第五項中「父母」を「親」に改める。

第八百十八条第二項及び第三項第二号中「父母」を「親」に改める。

第八百十九条第一項及び第二項中「父母」を「親」に改め、同条第五項中「又は前項」を「若しくは前項」に、「、又は」を「又はこれらの規定の」に、「父又は母」を「親の一方」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「父母」を「親」に、「父と母」を「親の一方と他の一方」に改め、同項第一号中「父又は母」を「親の一方」に改め、同項第二号及び同条第八項中「父母」を「親」に改める。

第八百二十四条の二第一項及び第二項中「父母」を「親」に改め、同条第三項中「父母の」を「親の」に、「父母間」を「親の一方と他の一方との間」に、「父又は母」を「親の一方」に改める。

第八百二十五条（見出しを含む。）中「父母」を「親」に改める。

第八百二十六条第一項中「父又は母」を「親」に改める。

第八百三十条第一項中「父又は母に」を「親に」に、「父又は母の」を「その親の」に改め、同条第二項中「父母」を「親」に改める。

第八百三十四条、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条及び第八百三十七条中「父又は母」を「親」に改める。

第八百三十九条第二項中「父母」を「親」に改める。

第八百四十一条の見出し中「父母」を「親」に改め、同条中「父若しくは母」及び「父又は母」を「親」に改める。

第九百条第四号ただし書中「父母」を「親」に改める。

第九百三条第四項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第七百九十一条第一項ただし書の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに第八百十条第一項及び第二項の改正規定 民法の一部を改正する法律（令和七年法律第▼▼▼号。附則第四条及び第五条において「民法一部改正法」という。）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（法制の整備等）

第二条 政府は、施行日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

（養親子であった同性の当事者間の婚姻の特例）

第三条 同性の当事者であってこの法律の施行前に当該当事者間で養子縁組をしたもの（この法律の施行後に離縁をした場合に限る。）は、民法第七百三十六条の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、婚姻をすることができる。

（調整規定）

第四条 この法律及び民法一部改正法に同一の民法の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該民法の規定は、民法一部改正法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

第五条 民法一部改正法の施行の日が施行日後となる場合には、第七百五十条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定中「同条第一項」とあるのは「同条」と、「夫若しくは妻」とあるのは「夫又は妻」と、「改め、同条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に、「夫又は妻」を「婚姻の当事者の一方」に改める」とあるのは「改め」と、第七百九十一条第二項の改正規定中「、父若しくは母」を「親の一方」に改め」とあるのは「改め」とする。

- 2 前項の場合においては、民法一部改正法のうち民法第七百五十条の改正規定中「夫又は妻の氏」を「夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏」に改め」とあるのは「氏」の下に「を称し、又は各自の婚姻前の氏」を加え」と、同条に一項を加える改正規定のうち第二項中「夫婦」とあるのは「婚姻の当事者」と、「夫又は妻」とあるのは「婚姻の当事者の一方」と、同法第七百九十一条第二項の改正規定中「父母」とあるのは「親」と、「父若しくは母」とあるのは「親の一方」とする。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、同性の婚姻の当事者の婚姻中に出生した者の身分の在り方、生殖補助医療の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

衆議院トップページ > 立法情報 > 議案情報 > 第217回国会 議案の一覧 > 衆法 第217回国会 64 民法の一部を改正する法律案

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「民法の一部を改正する法律案」の審議経過情報	
項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	217
議案番号	64
議案件名	民法の一部を改正する法律案
議案提出者	大河原 まさこ君外七名
議案提出会派	立憲民主党・無所属
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	令和 7年 6月19日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和 7年 6月19日／ 法務
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	／ 閉会中審査
衆議院審議時派態度	
衆議院審議時賛成会派	
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	令和 7年 6月19日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	
参議院付託年月日／参議院付託委員会	／
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	／
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	／
公布年月日／法律番号	／

議案提出者一覧	大河原まさこ君; 小宮山泰子君; 山花郁夫君; 鎌田さゆり君; 源馬謙太郎君; 道下大樹君; 尾辻かな子君; 米山隆一君
議案提出の賛成者	青柳陽一郎君; 青山大人君; 東克哉君; 阿部知子君; 阿部祐美子君; 荒井優君; 新垣邦男君; 有田芳生君; 安藤じゅん子君; 五十嵐えり君; 池田真紀君; 井坂信彦君; 石川香織君; 市來伴子君; 伊藤俊輔君; 稲富修二君; 今井雅人君; 梅谷守君; 江田憲司君; 大串博志君; 大島敦君; おおたけりえ君; 大塚小百合君; おおつき紅葉君; 大西健介君; 岡島一正君; 岡田克也君; 岡田悟君; 岡田華子君; 岡本あき子君; 岡本充功君; 小川淳也君; 奥野総一郎君; 小熊慎司君; 小沢一郎君; 落合貴之君; 海江田万里君; 金子恵美君; 神谷裕君; 亀井亜紀子君; 川内博史君; 川原田英世君; 城井崇君; 黒岩宇洋君; 神津たけし君; 後藤祐一君; 小山千帆君; 小山展弘君; 近藤和也君; 齋藤裕喜君; 酒井なつみ君; 坂本祐之輔君; 櫻井周君; 佐々木ナオミ君; 佐藤公治君; 重徳和彦君; 階猛君; 篠田奈保子君; 篠原豪君; 篠原孝君; 柴田勝之君; 下条みつ君; 下野幸助君; 白石洋一君; 末松義規君; 杉村慎治君; 鈴木岳幸君; 鈴木庸介君; 宗野創君; 高橋永君; 高松智之君; 竹内千春君; 武正公一君; 田嶋要君; 辻英之君; 堤かなめ君; 津村啓介君; 手塚仁雄君; 寺田学君; 中島克仁君; 中谷一馬君; 長妻昭君; 長友よしひろ君; 西川厚志君; 西川将人君; 野田佳彦君; 野間健君; 橋本慧悟君; 長谷川嘉一君; 波多野翼君; 馬場雄基君; 原口一博君; 伴野豊君; 平岡秀夫君; 福田昭夫君; 福田淳太君; 福森和歌子君; 藤岡たかお君; 藤原規真君; 太栄志君; 本庄知史君; 升田世喜男君; 松尾明弘君; 松木けんこう君; 松下玲子君; 松田功君; 眞野哲君; 馬淵澄

夫君; 水沼秀幸君; 三角創太君; 緑川貴士君; 宮川伸君; 森田俊和君; 森山浩行君; 矢崎堅太郎君; 谷田川元君; 柳沢剛君; 山登志浩君; 山岡達丸君; 山岸一生君; 山崎誠君; 山田勝彦君; 山井和則君; 屋良朝博君; 柚木道義君; 吉川元君; 吉田はるみ君; 笠浩史君; 早稲田ゆき君; 渡辺創君

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

案内図

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

「同性婚には反対」自民・高市氏、自民総裁候補が中高生と討論 英語での回答リクエストも

2025/9/29 09:58

自民党総裁選

自民党総裁選（10月4日投開票）の5候補は28日夜、インターネットで配信されたN高グループとN中等部の中学・高校生約30人との討論会に出席した。高市早苗前経済安全保障担当相は同性婚について問われ、「反対の立場だ」と明言した。

「同性パートナーはいい」高市氏

回答者を指定する形式のやり取りの中で、生徒から高市氏に対して同性婚に関し、「世論、数値、憲法、価値観、当事者の声など、さまざまな観点から考えることができるが、どういった観点を重視して賛否を考えるか」と質問が投げかけられた。

高市氏は「とても難しい質問だ」と前置きし、「私は基本的には同性婚には反対の立場だ。憲法で結婚は両性の同意によるとされている。だから、現時点で同性婚に賛同する立場ではない。ご期待に沿えないかもしれないけど」と述べた。そのうえで「同性のパートナーはいいと思いますよ」とフォローしていた。

小泉氏「正確に伝えたいので」日本語で

別の生徒は、英語で「なぜ首相になりたいのか、いつそれを決めたのか、英語で答えてほしい」と求めた。

小泉進次郎農林水産相は日本語で「正確に伝えたいので」と英語での回答を断り、「いま日本の中で世界の動きをみていると、このままのスピードと政策の強度では次の世代に間に合わないという危機感を持ったことが大きい」と述べた。

小林鷹之元経済安保担当相は英語で「日本語で話させて」と照れ笑いを浮かべた後に、日本語で「2012年に国会議員になったときから、いつかこの国のかじ取りを担えるような政治家になりたいという思いでこれまでやってきた。もう一回、世界の真ん中で日本を立たせたい」と強調した。

衆議院トップページ > 立法情報 > 議案情報 > 第220回国会 議案の一覧 > 衆法 第217回国会 64 民法の一部を改正する法律案

議案審議経過情報

(注) 下記の表で内容がない箇所は、現時点で情報が未定のもの、もしくは情報がないことが確定したものです。

議案名「民法の一部を改正する法律案」の審議経過情報	
項目	内容
議案種類	衆法
議案提出回次	217
議案番号	64
議案件名	民法の一部を改正する法律案
議案提出者	大河原 まさこ君外七名
議案提出会派	立憲民主党・無所属
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	／
衆議院議案受理年月日	
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和 8年 1月23日／ 法務
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	／ 審査未了
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	／
衆議院審議時党派態度	
衆議院審議時賛成会派	
衆議院審議時反対会派	
参議院予備審査議案受理年月日	
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	／
参議院議案受理年月日	
参議院付託年月日／参議院付託委員会	／
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	／
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	／
公布年月日／法律番号	／
議案提出者一覧	大河原まさこ君; 小宮山泰子君; 山花郁夫君; 鎌田さゆり君; 源馬謙太郎君; 道下大樹君; 尾辻かな子君; 米山隆一君
議案提出の賛成者	青柳陽一郎君; 青山大人君; 東克哉君; 阿部知子君; 阿部祐美子君; 荒井優君; 新垣邦男君; 有田芳生君; 安藤じゅん子君; 五十嵐えり君; 池田真紀君; 井坂信彦君; 石川香織君; 市來伴子君; 伊藤俊輔君; 稲富修二君; 今井雅人君; 梅谷守君; 江田憲司君; 大串博志君; 大島敦君; おおたけりえ君; 大塚小百合君; おおつき紅葉君; 大西健介君; 岡島一正君; 岡田克也君; 岡田悟君; 岡田華子君; 岡本あき子君; 岡本充功君; 小川淳也君; 奥野総一郎君; 小熊慎司君; 小沢一郎君; 落合貴之君; 海江田万里君; 金子恵美君; 神谷裕君; 亀井亜紀子君; 川内博史君; 川原田英世君; 城井崇君; 黒岩宇洋君; 神津たけし君; 後藤祐一君; 小山千帆君; 小山展弘君; 近藤和也君; 齋藤裕喜君; 酒井なつみ君; 坂本祐之輔君; 櫻井周君; 佐々木ナオミ君; 佐藤公治君; 重徳和彦君; 階猛君; 篠田奈保子君; 篠原豪君; 篠原孝君; 柴田勝之君; 下条みつ君; 下野幸助君; 白石洋一君; 末松義規君; 杉村慎治君; 鈴木岳幸君; 鈴木庸介君; 宗野創君; 高橋永君; 高松智之君; 竹内千春君; 武正公一君; 田嶋要君; 辻英之君; 津村啓介君; 手塚仁雄君; 寺田学君; 中島克仁君; 中谷一馬君; 長妻昭君; 長友よしひろ君; 西川厚志君; 西川将人君; 野田佳彦君; 野間健君; 橋本慧悟君; 長谷川嘉一君; 波多野翼君; 原口一博君; 伴野豊君; 平岡秀夫君; 福田昭夫君; 福田淳太君; 福森和歌子君; 藤岡たかお君; 藤原規真君; 太栄志君; 本庄知史君; 升田世喜男君; 松尾明弘君; 松木しんじろう君; 松下玲子君; 松田功君; 眞野哲君; 馬淵澄夫君; 水沼秀幸君; 三角創

太君; 緑川貴士君; 宮川伸君; 森田俊和君; 森山浩行君; 矢崎堅太郎君; 谷田川元君;
柳沢剛君; 山登志浩君; 山岡達丸君; 山岸一生君; 山崎誠君; 山田勝彦君; 山井和則
君; 屋良朝博君; 柚木道義君; 吉川元君; 吉田はるみ君; 笠浩史君; 早稲田ゆき君; 渡
辺創君

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.